

和歌山県監査公表第10号

令和5年9月8日付け監査報告第11号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月29日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 知事直轄

(1) 広報課

監査実施年月日 令和5年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づき、適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。

2 総務部

(1) 総務課

監査実施年月日 令和5年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 弁護士に対する報酬・料金において、源泉徴収税額の算定を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 源泉徴収税額の算定に当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）等の関係規定に基づき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。

3 企画部

(1) 国際課

監査実施年月日 令和5年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 前渡資金出納簿については、予備監査後すぐに作成するとともに、今後は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等の関係規定に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。

(2) 移住定住推進課

監査実施年月日 令和5年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 昨年度に引き続き、旅行命令すべきところを外出承認でしている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 直ちに旅行命令簿を作成し、過年度支出を行った。今後は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の関係規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。

4 環境生活部

(1) 環境生活総務課

監査実施年月日 令和5年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 令和3年度自然環境整備交付金（国立公園整備事業）の交付申請において、必要な変更交付申請を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 交付申請事務について、発注事務の起案文書には必ず交付申請書等の関係書類を添付するとともに、申請内容と発注内容とに相違がないかどうかを複数人で確認するよう、所属職員に周知徹底した。

(2) 環境管理課

監査実施年月日 令和5年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅費の支出において、通勤自動車等調整額の調整を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 旅費システムにより旅行命令簿を作成する際、連続する2日以上の出張であって、同一経路かつ同一目的地であり、かつ、直行直帰の場合には、「複数日出張 宿泊なし（同一経路かつ同一目的地）の場合」欄にチェックするよう、職員に周知徹底した。

(3) 青少年・男女共同参画課

監査実施年月日 令和5年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 備品購入費の支出負担行為について、集中調達外にもかかわらず、出納機関への合議がなされていなかった所以、適正に処理されたい。	注意事項 ア 備品購入に関する事務手続について、和歌山県財務規則等の関係規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、課内職員に対し、周知徹底した。

5 福祉保健部

(1) 子ども未来課

監査実施年月日 令和5年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 償還金、利子及び割引料の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に管理されたい。	注意事項 ア 和歌山県財務規則に基づき、出納機関への合議区分を確認の上、適正に事務処理を行うよう、課内職員に周知徹底した。

(2) 医務課

監査実施年月日 令和5年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 補助金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 事務決裁規程に基づき、適正に処理するよう、課内職員に周知徹底した。

(3) 健康推進課

監査実施年月日 令和5年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 郵便切手類使用簿について、3月末に購入された枚数が記載されず、誤った枚数のまま、複数職員による現物確認を行っていたので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 購入した切手の受入れ後、郵便切手類使用簿に速やかに記帳するとともに、履行確認日との照合確認も併せて行うよう、課内職員に周知徹底した。

6 商工観光労働部

(1) 商工観光労働総務課

監査実施年月日 令和5年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 和歌山県県有自動車等管理規程（平成13年和歌山県訓令第4号）に基づき、適正な処理を行うよう、課員に周知徹底した。

(2) 産業技術政策課

監査実施年月日 令和5年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 過支給の旅費については返納処理を行うとともに、早朝出発夜間帰着等の取扱いについて、職員等の旅費に関する条例等の規定に基づき、適正な処理を行うよう、課員に対し周知徹底した。

7 農林水産部

(1) 果樹試験場

監査実施年月日 令和5年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 誤支給の旅費については返納手続を行い、返納を完了した。また、早朝出発夜間帰着等の取扱いについて、職員等の旅費に関する条例等の関係規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。

(2) 畜産課

監査実施年月日 令和5年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。（紀北家畜保健衛生所） イ ETCカード使用承認・使用管理簿において、事後に利用区間の記入がなされていた事例があったので、適正に処理されたい。（紀北家畜保健衛生所）	注意事項 ア 自動車等使用台帳における車両管理者等の確認について、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底し、確認体制を強化した。 イ ETCカード使用承認・使用管理簿への利用区間の記入について、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底し、確認体制を強化した。

(3) 林業振興課

監査実施年月日 令和5年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 普通財産の貸付けに係る貸家料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底し、確認体制を強化した。

8 県土整備部

(1) 道路保全課

監査実施年月日 令和5年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 収入更正一覧表（収入調定票）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 イ 歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表（事後受入）について、帳票の出力及び決裁がなされていないので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 決裁漏れが発生するようなことのないよう、担当班長及び関係職員複数人による確認体制を強化するとともに、適正な事務処理に努めることとした。 イ 収入事務の手引を会計事務担当者の机上に備え置くとともに、今回の注意事項を担当職員に周知し、適正な事務処理に努めることとした。

(2) 道路建設課

監査実施年月日 令和5年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
指摘事項 ア 長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事について、覆工コンクリートに空洞が存在し、厚さが不足している施工不良が判明した。 当該工事について、段階確認が不十分であったことに関する検証を含め、施工不良の原因究明を徹底して行い、今後このような事態が生じることのないよう、再発防止に万全を期されたい。 また、工事請負契約における施工不良に伴う契約不適合等については、当該契約に基づき適切に対応されたい。	指摘事項 ア 再発防止策については、まず、現在施工中の他のトンネル工事の施工業者及び全振興局建設部に対し、土木工事共通仕様書に基づき段階確認を適切に行うよう、周知徹底を図った。また、全ての工事につき、その着手前の振興局建設部担当者と施工業者との打合せの際、土木工事共通仕様書に基づき、当該工事において必要となる段階確認を工事打合簿に明記し、施工業者と申し合わせるとともに、グループリーダーや担当課長の決裁を受けることとした。 施工不良に対する対応については、原因究明及び対策工法の検討を専門家による技術検討委員会で行っていくこととし、12月20日に第3回技術検討委員会を開催した。 委員会での審議の結果、主な原因については、測量の管理不足により掘削の進行方向にズレが生じたこと、トンネル掘削後の一次吹付コンクリートの厚さやトンネルを支える鋼アーチ支保工設置の管理不足により、支保工が内空断面を侵すような位置に設置されたこと、また、このような状況にもかかわらずトンネルの内空断面を確保するよう型枠を設置したため、覆工コンクリート厚が薄くなった部分が生じた可能性があることが確認された。3次元測量や地中レーダ探査の結果により、ほぼ全測点で鋼アーチ支保工が所定の位置に設置されていないことを踏まえ、対策方針としては、所定の内空断面と覆工コンクリート厚を確保できるよう、支保工を正しい位置に再設置し、改

	めて覆工コンクリートを打設することなどを決定した。このため、掘削以外の工程をほぼ全面的にやり直す方針となり補修工事完了まで約2年かかる見通しとなったが、1日も早い供用の開始に向け全力で取り組んでいく。 また、工事請負契約における施工不良に伴う契約不適合等については、建設工事請負契約書第42条第1項に基づき、請負者に対し8月16日付けで履行の追完を指示し、8月29日付けで請負者と協定書を締結した。
--	---

(3) 河川課

監査実施年月日 令和5年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 河川敷地の不法占用については、令和4年度末で9件あることから、引き続き不法占用者に対して厳正に対処されたい。 また、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。 イ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については、取得時効の成立に至ることのないよう厳正に対処するとともに、新たな不法占用を防止するため定期的なパトロールを実施されたい。 また、案件ごとに適切な早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。 ウ 建設工事請負契約において、契約保証のための金融機関等の保証書等の受理前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 河川敷地の不法占用については、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分認識させ、その形態等に応じた指導や処分を実施しているところであり、引き続き、指導や河川敷地の売払い等の検討を行うなどの具体的な対応により、全面的な解消に努めていく。 また「河川パトロール実施要領」に基づく河川監視を実施することにより、新たな不法占用の防止に努めていく。 イ 不法占用となっている廃川敷地の処理については、早期に処分するよう努めているが「隣地の境界が明確でない」、「価格等を理由に隣接土地所有者との同意が得られない」等の理由で解決に時間を要している。 なお、財産処分（売払い等）が可能な案件については、速やかに処理が行えるよう、関係機関等と協議を進めていくとともに、新たな不法占用を防止するため定期的な巡視を行い、引き続き適正な管理に努めていく。 ウ 今後は、契約保証書の内容及び原本を確認した上で、適正に契約締結の処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

(4) 砂防課

監査実施年月日 令和5年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 過払の旅費については、返還手続を行い、返還を完了した。また、職員等の旅費に関する条例等の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。

(5) 都市政策課

監査実施年月日 令和5年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
-------	----------------

注意事項 ア 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 土木使用料の納付状況を複数人で確認するとともに、納期限までに納付がない場合には、納期限後20日以内に督促状を発するよう、課内職員に周知徹底した。
--	---

(6) 公共建築課

監査実施年月日 令和5年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 イ 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 公用車を使用した場合は、必ず車両管理者等の確認を受けるよう、職員に周知徹底した。 イ 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）を課内で共有するとともに、会計事務に関するチェックリストを作成の上、事務手続に漏れがないか班長等が確認することとし、チェック体制を強化した。

(7) 港湾空港振興課

監査実施年月日 令和5年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 昨年度に引き続き、夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 イ 南紀白浜空港の利用に関する調査業務委託について、変更契約により増額となった契約保証金の受入手続が遅延していたので、適正に処理されたい。 ウ 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。 エ 歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表（事後受入）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 オ 収入更正一覧表（収入調定票）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 カ 和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）維持運営管理委託業務仕様書に定める和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第11条に基づく維持管理に関する業務の一部がなされていないにもかかわらず、委託料の支払を行っている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 誤った旅行命令は直ちに修正し、支給不足額については過年度支出を行った。また、旅行命令簿のチェック項目を示した資料を作成し、誤りがないか審査するよう、改めて職員に周知徹底した。 イ 今後同様の誤りが起こらないよう、変更契約時における契約保証金の受入に係る適正な事務手続について、改めて職員に対し周知徹底した。 ウ 和歌山県財務規則及び運用通知に基づく適切な事務処理を行うとともに、今後同様の誤りが起こらないよう、督促状の発行に係る適正な事務手続について、改めて職員に対し周知徹底した。 エ 歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表（事後受入）の決裁漏れがないか複数人で確認を行うこととし、今後同様の誤りが起こらないよう、改めて職員に周知徹底した。 オ 収入更正一覧表（収入調定票）の決裁漏れがないか複数人で確認を行うこととし、今後同様の誤りが起こらないよう、改めて職員に周知徹底した。 カ 令和4年度に実施すべきであった保守点検業務については、発覚後直ちに指導し、令和5年7月13日に実施した。今後このようなことが起こらないよう、保守点検業務の実施状況については、指定管理者からの点検報告書の提出状況を都度々々確認し、未提出のものがあれば直ちに保守点検の実施条項を指定管理者に確認することとし、指定管理者による保守点検業務が確実に実施されるよう、取組を強化した。

9 教育委員会

(1) 総務課

監査実施年月日 令和5年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 行政財産の使用許可において、使用料の算定を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。（県立近代美術館分） イ 行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に定めのない理由により納期限の延長を承認している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 誤算定により不足していた使用料の徴収手続を行うとともに、行政財産の使用許可について、申請書の内容確認を十分に行い、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）等の関係規定に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 イ 納期限の延長について、地方自治法施行令に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

10 公安委員会

監査実施年月日 令和5年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。 イ 自動車任意保険加入引受の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 職員に対して交通事故防止に関する具体的な指示・教養や運転訓練を実施するなどして、交通事故防止に努めるとともに、公用車の適正な管理に努めている。 イ 契約保証金の免除に係る契約実績の確認を確実に行い、今後は適正な事務処理に努めるよう、関係職員に周知徹底した。